

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、安武委員より、建てかえの決議の要件を改める等の修正案が提出されました。

原案及び修正案について別に討論もなく、次いで修正案

及び原案についてそれぞれ採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○外務委員会

条約（一二三件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
1	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件		五八、二二	五八、三二五 領	付託 委員 承認 五八、四一九 五八、四二〇	付託 委員 承認 五八、三二五 五八、三二五	
2	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めるの件		二二、二	受領 三、二五	(予)承認 四一九 四、二〇	承認 三、二五 三、二五	
3	千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	先議	二二、二	送付 四、二〇	承認 四一九 四、二〇	(予)承認 五、一三 五、一七	

番号	件名	提出	提出月日	送付	送付月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
4	千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件	先議	五八、二、二八	送付	五八、四、二〇	付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	
5	千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件	先議	二、二六	送付	四、二〇	付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	
6	千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件	先議	二、二六	送付	四、二〇	付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	
7	千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件		三、一八	受領	四、一五	(予) 付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	
8	商船における最低基準に関する条約(第百四十七号)の締結について承認を求めるの件		三、一八	受領	四、一五	(予) 付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	
9	領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件	先議	三、一八	送付	四、二〇	付	委員託会 議決 議決	委員託会 議決 議決	

内閣提出法律案（二件）

2	番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五八、二、二六	五八、三、二五 受領	五八、二、二六 （予） 可決	五八、三、三〇 可決 五八、三、三三 可決	

13	12	11	10
北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件	宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件	宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めめるの件	宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件
四、二六	三、二九	三、二九	三、二九
受領 四、二六	受領 四、二六	受領 四、二六	受領 四、二六
（予） 承認 四、二六	（予） 承認 五、二三	（予） 承認 五、二三	（予） 承認 五、二三
承認 四、二七	承認 五、二三	承認 五、二三	承認 五、二三
四、二六	三、二九	三、二九	三、二九
承認 四、二六	承認 四、二七	承認 四、二七	承認 四、二七
承認 四、二六	承認 四、二六	承認 四、二六	承認 四、二六

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めの件（閣条第一号）（衆議院送付）

五八、 二、二八 内閣提出

三、二五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とスウェーデンとの間には一九五六年（昭和三十一年）に署名され、一九六四年（昭和三十九年）に修正補足された租税条約があるが、スウェーデン側から対象税目について一部改正の提案があつたのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同条約を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、本年一月二十一日ストックホルムにおいてこの条約の署名が行われたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。

二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。

三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率が制限される。

四、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による所得については、相手国の租税が免除される。

五、短期滞在者、学生、事業修得者等の所得については、原則として滞在地国の租税が免除される。

六、二重課税の排除の方法は、我が国においては、外国税額控除方式とし、スウェーデンにおいては、事業所得及び自由職業所得については外国所得免除方式、それ以外の所得については外国税額控除方式とする。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五八、 二、二八 内閣提出

三、二五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とドイツ連邦共和国との間には、一九六六年（昭和四十一年）に署名され、一九七九年（昭和五十四年）の議定書により修正補足された租税協定があるが、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料に関し両国の課税上の取扱いに不均衡が生じた。このため、かかる状況を改善すべく交渉が行われた結果、本年二月十七日ボンにおいてこの修正補足第二議定書の署名が行われたものであつて、主な内容は、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料について源泉地国課税を相互に免除するというものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件（閣条第三号）（先議）

五八、 二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

コーヒーの国際価格の変動を防止し、需給の均衡を図ることを目的とする最初のコーヒー協定は一九六二年（昭和三十七年）に作成され、その後一九六八年の協定を経て「一九七六年の国際コーヒー協定」に引き継がれ、更にこの協定の有効期間を本年九月三十日まで一年間延長する措置がとられた。

今回の協定は、延長された一九七六年の協定に代わるものとして、昨年九月十六日に、ロンドンで開催された国際

コーヒー理事会で採択されたものであつて、国際コーヒー機関の存続、輸出割当制度等大綱において一九七六年の協定の規定を踏襲しているが、同協定との主な相違点は次のとおりである。

一、基本輸出割当では、一九七六年の協定では過去の一定期間における輸出実績を基礎として算定することとしていたが、この協定では算定の基準を明示せず、単に理事会が決定することとした。

二、加盟小輸出国の輸出割当てについて、一九七六年の協定では当初の年間輸出割当ての設定後一定の割合で増加することとしていたが、この協定では割当て増加は行わず、全体で総輸出割当ての一定の割合とした。

三、加盟輸出国によつて一定期間内に申告されなかつた輸出割当ての不使用分は、翌コーヒー年度の輸出割当てに加算され、申告を行わなかつた国以外の加盟輸出国の間で配分することとなつた。

四、消費振興基金を、加盟輸入国に加え加盟輸出国の国内消費振興についても使用できることとし、消費振興活動に対する基金による負担限度額等の制限を取り除いた。

五、消費振興基金及び特別基金に対する加盟輸出国の抛出

金の延滞について制裁規定を設けた。

委員長報告

ただいま議題となりました条約七件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九八三年の国際コーヒー協定は、現行の国際コーヒー協定にかわるものでありまして、輸出割り当ての実施によつて世界のコーヒーの価格の安定と需給の均衡を図ることを目的とするものであります。

次に、一九八二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定は、研究開発等の事業の実施を通じてジュート及びジュート製品輸出国の輸出収入の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書は、この協定を構成する二つの規約、すなわち小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約が本年六月末に失効いたしますので、その有効期間をそれぞれ三年間延長することを定めたものであります。

次に、国際博覧会条約の改正は、フランスが一九八九年に開催を希望している革命二百年記念万国博覧会と、米国及びスペインが一九九二年に希望しているコロンブス新大陸発見五百年記念万国博覧会の双方の開催を可能にするため、国際博覧会の開催間隔を例外的に短縮できることとするものであります。

次に、領事関係に関するウィーン条約は、領事上の特権免除その他領事関係全般に関する国際法の規則の明確化と統一化を図るものであり、また、選択議定書は、この条約の解釈または適用から生ずる紛争の義務的解決について定めたものであります。

次に、スウェーデンとの租税条約は、現行条約を、最近の条約例を踏まえて全面的に改正しようとするものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減等を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定しております。

最後に、ドイツ連邦共和国との租税協定の修正補足第二議定書は、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料に関する源泉地国課税を相互に免除するため、現行協定に所

要の修正補足を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十九日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、一九八三年の国際コーヒー協定、一九八二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定、国際博覧会条約の改正及び領事関係に関するウィーン条約及び選択議定書の四件はいずれも全会一致をもって、また、一九七一年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書、スウェーデンとの租税条約及びドイツ連邦共和国との租税協定の修正補足第二議定書の三件はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

一九七六年（昭和五十一年）に開催された第四回国連貿易開発会議（UNCTAD）において、一次産品の価格の安定を目的とした一次産品総合計画が採択され、その対象となる十八品目の一つにジュート及びジュート製品が含まれた。その後、同計画の下で、ジュート及びジュート製品の特性に応じた商品協定を作成するための交渉が行われた結果、昨年十月にジュネーブで開催された国連ジュート及びジュート製品会議において、この協定が採択されるに至つたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、ジュート及びジュート製品について国際競争力の強化、市場の維持発展及び生産・品質の向上を図り、もつて輸出の輸出収入の安定と輸入国への安定供給を確保するとの目的を達成するため、ジュート及びジュート製品の「研究及び開発」、「市場の拡充」及び「費用の削減」に関する事業を実施する。

二、この協定の運用のために国際ジュート機関を設立する。機関の最高機関は全加盟国で構成する国際ジュート理事会とし、その下に事業委員会及び事務局を置く。

三、国際ジュート機関に、運営勘定と特別勘定とを置く。

運営勘定は協定の運用に要する費用を支弁し、加盟国の分担金によつて賄われる。特別勘定は「研究及び開発」等に関する事業に係る費用を負担し、その財源は一次産品のための共通基金の第二勘定、国際（地域）金融機関及び任意拠出とする。

四、国際ジュート理事会は、ジュート及びジュート製品の価格及び供給の安定化問題について、引き続き解決策を検討する。

なお、この協定は、従来の商品協定が緩衝在庫や輸出統制等による価格安定制度を規定しているのに対し、UNCTADの一次産品総合計画において「その他の措置」と呼ばれる「研究及び開発」等の開発措置を中心に構成された最初の商品協定である。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めの件（閣条第五号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

「一九七一年の国際小麦協定」は、「一九七一年の小麦貿易規約」と「一九八〇年の食糧援助規約」から成るが、このうち小麦貿易規約は、価格の安定と需給の均衡を図るためのいわゆる経済条項を欠いているため、これを含む新規約について検討が続けられてきたが、いまだ合意を見るに至っていない。このため昨年十二月にロンドンで開催された政府間会議において、本年六月三十日に満了する両規約の有効期間をそれぞれ一九八六年（昭和六十一年）六月三十日まで三年間延長すべく、これらの議定書が採択されたものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めの件（閣条第六号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

国際博覧会条約は、国を異にして開催される二つの一般博覧会の間には、最低七年間の間隔を置くこととしている。しかるに、フランスは一九八九年（昭和六十四年）にフランス革命二百年記念パリ万国博覧会を、米国とスペインは

一九九二年（昭和六十七年）にコロンブス新大陸発見五百年記念シカゴ・セヴィリア万国博覧会をそれぞれ開催すべく博覧会国際事務局に申請している。同事務局の総会はこれらの博覧会の競合問題について検討した結果、両博覧会とも歴史的事実に由来する国家的記念事業であるため、そのいずれかの開催年を変更することは不相当であるとの結論を得、例外的な場合には、一般博覧会の開催間隔を短縮できることとする本件改正を昨年六月に採択したものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第七号）（衆議院送付）

五八、 三、 一八 内閣提出

四、 一五 衆承認

四、 二七 参承認

要旨

この議定書は、船舶による海洋汚染の防止及び規制の増進を図ることを目的として一九七八年（昭和五十二年）二月にロンドンで作成されたものであり、現在効力発生に至っていない「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約」（以下「一九七三年条約」という。）を所要の修正及び追加をした上で実施することを定めている。この議定書及び一九七三年条約の主な内容を一体として掲げると、次のとおりである。

一、この議定書は、締結国を旗国とする船舶及び締結国を旗国としない船舶のうち締結国の権限の下で運転されているもの（海底資源開発用のプラットフォーム）に適用するが、軍艦、国所有の非商業的業務に従事する船舶等には適用しない。

二、規制の対象となる油の範囲を原油、重油、精製油その他のあらゆる形態の石油とするとともに、ばら積みの有害液体物質、容器等に収納されて運送される有害物質、船舶から出る汚水及び廃物も規制対象に含め、それらの

排出、処分等の条件を定める。

三、船舶が油タンカーや化学薬品タンカーであるかないか及び新船であるか現存船であるか並びに船舶の大きさに応じて、構造及び設備に関する規制要件を定める。

四、規制の対象となる船舶は、その構造及び設備等に関して主管庁の検査を受けることを義務づけられ、検査の完了後、主管庁によつて国際油汚染防止証書等が発給される。

五、締約国は、排出が規制される油、有害液体物質等について、自国の港等に受入施設が設けられることを確保する。

六、この議定書の違反は、旗国主義及び沿岸国主義に基づいて処罰される。また、締約国は、非締約国の船舶にも必要な場合にはこの議定書を準用する。

七、附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質に関する規則）は、その技術的問題が十分に解決されるまで最低三年間締約国を拘束しないこととする。

なお、一九七三年条約の附属書Ⅰ（油に関する規則）については、国際海事機関海洋環境保護委員会が同委員会の作成した改正案の実施を勧告しており、また、同条約附属

書Ⅱについては同委員会がその改正案を作成し附属書Ⅰについてと同様の勧告をすることが予定されていることにかんがみ、我が国としては、その勧告するところによりこれらの附属書を実施することとし、所要の留保を付することとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九七三年の海洋汚染防止条約に関する一九七八年の議定書は、船舶による海洋汚染の防止及び規制の増進を図るため、現在未発効の一九七三年の海洋汚染防止条約を所要の修正及び追加をした上で実施することを定めたものであります。

なお、わが国は、油汚染の防止のための規則等一部の規則を国際海事機関の委員会の改正勧告に従って実施するため、所要の留保を付することとしております。

次に、商船における最低基準に関する条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船舶の安全を確保し、乗組

員の労働条件の改善を図ることを目的とするものであります。

最後に、北西太平洋における一九八三年の日本国のさけ・ますの漁獲に関する議定書は、日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手續等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年の漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会におきましては、北洋サケ・マス漁業の長期安定化の問題、放射性廃棄物等による海洋汚染の問題、基準未達の外国船が入港した場合の措置等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるとの件（閣条第八号）（衆議院送付）

五八、三、一八 内閣提出

四、一五 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船舶の安全を確保するとともに乗組員の労働条件の改善を図ることを目的として、一九七六年（昭和五十一年）の国際労働機関（ILO）第六十二回総会で採択されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、自国に登録される船舶に関し、人命の安全を確保するための安全基準、適当な社会保障措置、居住施設等につき法令を制定しなければならない。

二、締約国は、附属書に掲げられたILO条約の中に未締結条約がある場合には、右の法令が当該未締結条約又はその特定の条と実質的に同等であることを確認しなければ

ばならない。

三、締約国は、自国の船舶への船員の雇入れ及び雇入れに関連する苦情の調査等に関する適切な手続を確保し、また、外国船舶への船員の雇入れに関連して申し立てられた苦情を船舶登録国及びILO事務局長に通知しなければならぬ。

四、締約国は、自国に登録された船舶に雇入れられる船員が適当な資格を有し又は適切な訓練を受けていることを確保しなければならない。

五、締約国は、自国の港に寄港した船舶がこの条約の基準に適合していないことにつき苦情を受け又は証拠を得たときは、当該船舶の登録国の政府及びILO事務局長に報告書を送付することができ、また、安全又は健康に於て明らかに危険な船内の条件を是正するために必要な措置をとることができる。

委員長報告

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第九号）
（先議）

五八、三、一八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

この条約は、従来主として国際慣習法により規律されてきた領事上の特権及び免除その他領事関係全般に関し、国際法の規則の明確化及び統一化を図ることを目的として、一九六三年（昭和三十八年）にウィーンで開催された全権代表会議で選択議定書とともに採択されたものである。

我が国は、この条約の定める特権及び免除には従来国際慣習法によるものに比し過大なものが含まれていることもあり、各国の動向を見守ってきたが、すでにこの条約は国際社会に広く受け入れられるに至つたため、我が国と諸外国との領事関係の一層円滑な処理を図る見地からこの条約加入しようとするものである。条約及び選択議定書の主な

内容は次のとおりである。

一、条約

1 国間の領事関係の開設は、相互の同意によつて行い、領事機関は、接受国の同意がある場合にのみ設置することができる。

2 領事任務は、接受国において派遣国及びその国民の利益を保護すること等とする。

3 領事機関の長は、派遣国によつて任命されるが、任務の遂行には、接受国の承認が必要である。

4 派遣国は、領事機関の職員を自由に任命することができるが、接受国は、領事官がペルソナ・ノン・グラータ(好ましからざる人物)であること等を派遣国に通告することができるが、派遣国は、その通告を受けた場合には、状況に応じ、その者を召還する等の措置をとる。

5 領事機関の公館は、一定の限度において不可侵とされる。接受国の当局は、領事機関の長等の同意がある場合を除いては、公館のうち領事機関の活動の専用部分に立ち入つてはならない。ただし、火災等の災害の場合には、その同意があつたものとみなす。

6 領事機関の公館及び領事機関の長の住居は、すべて

の賦課金及び租税を免除される。

7 領事機関の公文書及び書類並びに公用通信は、不可侵とされる。

8 領事官は、重大な犯罪の場合で権限のある司法当局の決定があつたときを除き、抑留又は拘禁されず、また、領事官等は、領事任務の遂行に当たつて行つた行為に関し、原則として接受国の裁判権に服さない。

9 領事官等は、接受国の社会保障に関する規定の適用を免除され、また、原則としてすべての賦課金及び租税を免除される。

10 名譽領事官及び名譽領事官を長とする領事機関に対しては、本務領事官の場合に比すれば制限的なものではあるが、一定の特権及び免除が付与される。

11 この条約は、二国間領事条約等の他の国際取極に影響を及ぼすものではない。

二、選択議定書

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、一定期間内に仲裁裁判所に付託すること又は調停手続をとることにつき合意しない限り、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件

(閣条第一〇号)(衆議院送付)

五八、 三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この協定は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(宇宙条約)のうち、宇宙飛行士の救助及び送還に関する問題を一層具体化するため、一九六八年(昭和四十二年)四月に作成されたものであって、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、宇宙船の乗員が事故に遭遇した等の情報を

入手し又はその事実を知った場合には、直ちに、その旨を打上げ機関(打上げについて責任を有する国又は国際的な政府間機関)及び国連事務総長に通報する。

二、締約国は、宇宙船の乗員が事故等により自国の管轄下にある領域に着陸した場合には、直ちに、救助のためにすべての可能な措置をとり、また、すべての必要な援助を与える。打上げ機関は、搜索救助活動の効果的な実施のために協力する。

三、締約国は、宇宙船の乗員が公海又はいずれの国の管轄下にもない地域に着陸した旨の情報を入手し又はその事実を知った場合には、搜索救助活動にできる限り援助を与える。

四、締約国は、事故等により着陸した宇宙船の乗員を安全かつ迅速に打上げ機関に引き渡す。

五、締約国は、宇宙物体が降下した旨の情報を入手し又はその事実を知った場合には、その旨を打上げ機関及び国連事務総長に通報する。

六、締約国は、自国の管轄下にある領域で発見された宇宙物体については、打上げ機関の要請に応じて回収のため実行可能な措置をとり、また、これを打上げ機関に引き

渡す。その場合、回収及び返還に要した費用は、打上げ機関が負担する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの条約は、いずれも宇宙活動に関する基本的な条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具体化したものでありまして、まず、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙物体の返還に関する協定は、宇宙飛行士が事故等により着陸した場合の宇宙飛行士の救助と打上げ国への送還、宇宙物体の回収と打上げ国への返還等について定めたものであります。

次に、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約は、宇宙物体によって引き起こされる損害について、打上げ国の責任、損害賠償請求の手續、賠償額算定の基準等を定めたものであります。

最後に、宇宙物体の登録に関する条約は、打上げた宇宙物体についての国内登録制度の実施と国連事務総長への情報の提供、宇宙物体の識別に関する国際協力等について

定めたものであります。

委員会におきましては、わが国の宇宙開発の基本姿勢と国内の開発体制、条約加入に伴う立法措置、原子力衛星の規制、宇宙軍縮等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)
(衆議院送付)

五八、三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この条約は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月

その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約)のうち、宇宙物体により引き起こされる損害の賠償に関する問題を一層具体化するために一九七二年(昭和四十七年)三月に作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、打上げ国(宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国及びその領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられる国)は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害及び飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

二、打上げ国は、宇宙物体の衝突により地表以外の場所において引き起こした損害の賠償につき過失責任を負う。

三、宇宙物体の衝突により二次的に引き起こされた第三者に対する損害については、衝突の双方の当事国が連帯して賠償の責任を負うこととし、この場合、地表における損害及び飛行中の航空機に与えた損害については無過失責任を、また、地表以外の場所で引き起こした損害については過失責任を負う。

四、宇宙物体を共同して打ち上げる国は、引き起こされるいかなる損害についても連帯して責任を負う。

五、損害賠償の請求国側に重大な過失等があつたことを打上げ国が証明した場合には、その限度において無過失責任は免除される。

六、損害賠償の請求は、外交上の経路を通じ、原則として損害発生の日又は損害につき責任を有する打上げ国を確認した日から一年以内に限り行うことができる。

七、賠償額は、原状を回復させる補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則に従つて決定される。

八、請求についての解決が外交交渉により得られない場合には、いずれか一方の当事国の要請により、請求委員会が設置される。

九、請求委員会は、損害賠償請求の当否及び賠償額を決定する。

十、請求委員会の決定は、当事国が合意している場合には、最終的なかつ拘束力のあるものとする。当事国が合意していない場合には、委員会は最終的で勧告的な裁定を示す。決定又は裁定は、原則として委員会設置の日から一年以内に行う。

委員長報告

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一二二号）（衆議院送付）

五八、 三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この条約は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）」のうち、宇宙物体の登録に関する問題を一層具体化するために一九七五年（昭和五十年）一月に作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、打上げ国（宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国）及びその領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられる国

は、宇宙物体を地球軌道又は地球軌道の外に打ち上げたときは、国内登録簿に登録し、国連事務総長に登録簿の設置を通報する。共同打上げの場合は、共同打上げ国が一つの登録国を決定する。

二、登録国は、登録した宇宙物体に関し、できる限り速やかに打上げ国の国名、宇宙物体の標識又は登録番号、打上げの行われた日及び場所、宇宙物体の基本的な軌道要素及び一般的機能についての情報を国連事務総長に提供する。

三、国連事務総長は、提供される情報を記録する登録簿を保管する。これらの情報はすべて公開される。

四、宇宙物体に標識又は登録番号が表示されている場合には、登録国はその旨を国連事務総長に通知する。

五、締約国が自国に損害を与えた宇宙物体を識別することができない場合には、他の締約国は、損害を被つた国の要請に応じ、公平かつ合理的な条件で、実行可能な最大限度において識別に協力する。

委員長報告

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げら

れた物体の返還に関する協定の締結について承認を求め
るの件の委員長報告参照

北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの
漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求
めるの件（閣条第一三三号）（衆議院送付）

五八、 四、二六 内閣提出

四、二六 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十二年）に締結された
日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水
域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲
の手續及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る四
月二十二日に署名されたものであつて、主な内容は次のと
おりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の
我が国のさけ・ます漁獲量は、昨年と同様四万二千五百

トンとし、漁期、禁漁区、漁具等についての規定に従つ
て漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に
は、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。そ
の場合、相手国は、漁船又は乗組員をその所属国にでき
る限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権
は漁船の所属国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条
約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を
求めるの件の委員長報告参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）
（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、二五 衆可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、カリブ海にあるアンティグア・バーブーダと中米のベリーズにそれぞれ兼轄の大使館を設置する。
- 二、サウディ・アラビアのジェッダに総領事館を設置する。
- 三、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、在サウディ・アラビア日本国大使館の所在地をジッダからリアドに変更する。
- 五、在シンバブエ日本国大使館の所在地名をソールズベリからハラレに変更する。
- 六、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する（改定率は平均一〇・八％となつてゐる）。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告い

たします。

この法律案は、カリブ海にあるアンティグア・バーブーダと中米のベリーズにそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、サウジアラビアのジェッダに総領事館を設置すること、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、外務省の情報収集機能及び広報文化活動の強化、在外勤務の環境整備、在勤基本手当の改定率等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。